輪第12839号　化成肥料　スコッツGT ハイKグリーン 化成肥料　三井物産アグロビジネス株式会社　東京都中央区日本橋小伝馬町1番5号
輪第12840号　化成肥料　スコッツGT スーパーグリーン 化成肥料　三井物産アグロビジネス株式会社　東京都中央区日本橋小伝馬町1番5号
輪第12848号　配合肥料　スコッツAGLP Hi一K 2097号 配合肥料　三井物産アグロビジネス株式会社　東京都中央区日本橋小伝馬町1番5号

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百六十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項及び第四項の規定に基づき、次のように生産業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十九年二月十六日

農林水産大臣　山本　有二

1　生産業者の住所の変更

登録番号　生第9297４号、生第93231号

変更前　東京都杉並区西荻南四丁目３番７号

変更後　東京都千代田区岩本町二丁目１番17号

2　肥料の名称の変更

登録番号　生第8549号

変更前　有機入り液肥10号

変更後　有機入り液肥10

○農林水産省告示第二百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福岡県北九州市小倉南区大字頂吉字タブガ迫七二六、七二七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　栃木県大田原市佐久山字岡田一九八三の三、一九八四

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　熊本県八代市泉町柿迫字上靍八七五五の五、八七五五の七、八七五五の八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上靍八七五五の五・八七五五の七・八七五五の八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年二月十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県宮若市三ケ畑字久保一八五五の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年二月十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県宮若市三ケ畑字久保一八五〇の四（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年二月十六日

農林水産大臣　山本　有二

一㈠　解除に係る保安林の所在場所　福岡県宗像市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　風害の防備

㈢　解除の理由　道路用地とするため

二㈠　解除に係る保安林の所在場所　福岡県宗像市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　公衆の保健

㈢　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年二月十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県日野郡江府町大字御机字鏡ヶ成七〇九の二三八

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため